

茨城県報 第5294号

昭和40年 5 月 4 日

火曜日

(明治35年 3 月 17 日
第三種郵便物認可)

目 次

告 示

	ページ
●昭和40年度 2 級建築士試験の実施.....	1
●昭和40年度における農業近代化資金の特認事業の種類及び利子補給率.....	2
●建築基準法による道路の指定 (7 件)	2
●道路の区域変更.....	5
●道路の供用開始.....	5
●土地改良区定款変更の認可 (2 件)	5
●土地改良事業の認可.....	6

公 告

●漁場計画の公聴会.....	6
●土地改良区役員の就退任.....	7
●指定自動車教習所の指定.....	7
●診療報酬点数表の採用.....	8
●公債証券償還抽せんの結果.....	8

雑 報

●地方職員共済組合定款の一部変更.....	9
●昭和40年度事業計画及び予算の要旨 (地方職員共済組合)	9
●市町村長の選挙結果.....	12

告 示

茨城県告示第537号

昭和40年度茨城県 2 級建築士試験を下記により実施する。

昭和40年 5 月 4 日

茨城県知事 岩、上 二 郎

記

	願 書 受 付 期	試 験 日	試 験 時 間	試 験 場 所	備 考
茨 城 県 2 級 建 築 士 試 験	5 月 24 日	7 月 24 日	13時～17時	県立水戸第二	
	6 月 2 日 まで	7 月 25 日	9 時～17時30分	高 等 学 校	

茨城県告示第538号

昭和40年度における農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年茨城県告示第1252号)第3条第2項に定める農業近代化資金の特認事業の種類及び利子補給率を次のように定める。

昭和40年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

昭和40年度農業近代化資金特認事業の利子補給率

種 類	利 子 補 給 率	
	個人施設	共同利用施設
1 乳牛の購入に必要な資金であつて、酪農振興法(昭和29年法律第182号)第3条第1項に定める集約酪農地域の区域内の市町村(土浦市、石岡市、美野里町、小川町、友部町、岩間町、美浦村、阿見町、牛久町、荃崎村、出島村、新治村、桜村、八郷町、千代田村、玉里村及び谷田部町)又は同法第18条の規定により酪農経営改善計画を作成した市町村(水戸市、石岡市、日立市、勝田市、北茨城市、結城市、竜ヶ崎市、茨城町、美野里町、小川町、友部町、岩間町、岩瀬町、牛久町、美浦村、東村、河内村、八郷町、玉里村、新治村、出島村、桜村、谷田部町、那珂町、大宮町、山方町、里美村、金砂郷村、大子町、水府村、大洋村、銚田町、旭村、境町、高萩市、美和村、内原町、笠間市、千代田村、新利根村、桜川村、筑波町、協和町、下館市、八千代村、下妻市、五霞村、総和村、三和村、水海道市、守谷町、岩井町、北浦村、江戸崎町、玉造町、真壁町、明野町、大和村、猿島町、七会村、常北町及び谷和原村)の区域内の農業者に貸しつけられる資金	(以内) 年4分	(以内) —
2 役肉用牛の購入に必要な資金であつて、高萩市、北茨城市、十王町、常北町、桂村、御前山村、七会村、里美村、水府村、金砂郷村、大子町及び日立市(中里地区)の区域内の農業者に貸しつけられる資金	年4分	—
3 営農センター施設資金	年3分5厘	—

茨城県告示第539号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和40年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和40年5月4日

指 定 の 位 置 日立市諏訪町2ノ上石内777-1, 777-2, 777-3

(第三種郵便物認可)

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 88.2m

茨城県告示第540号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和40年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和40年5月4日
指 定 の 位 置 水戸市大塚町1858～10
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 92m

茨城県告示第541号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和40年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和40年5月4日
指 定 の 位 置 水戸市赤塚町352～49
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 57.2m

茨城県告示第542号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和40年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和40年5月4日
指 定 の 位 置 水戸市見和町字曲手ヨリ西南側116～3, 115～1
道路の幅員及び長さ 幅員 6 m
延長 167.5m

茨城県告示第543号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和40年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和40年5月4日
指 定 の 位 置 水戸市元吉田町字一里塚東1816〜3, 1816〜4, 1817〜4, 1817〜6
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 76.62m

茨城県告示第544号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和40年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和40年5月4日
指 定 の 位 置 稲敷郡阿見町大字阿見字岡崎3275〜5
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 33.55m

茨城県告示第545号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和40年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和40年5月4日
指 定 の 位 置 石岡市大字東大橋字中峯3140, 3141
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 153m

茨城県告示第546号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和40年5月4日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 藤沢荒川沖線
- 3 道路の区域

区 間	新旧 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡桜村大字横町263番地の1 地先から	旧	メートル 8.5 }	メートル 2,560.5	土 浦 大 穂 線 重 用 延 長 2,148.0 メートル
		3.5		
新治郡桜村大字花室752番地 地先まで	新	10.0 }	4,688.0	
		5.5		

茨城県告示第547号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は昭和40年5月4日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 藤沢荒川沖線
- 2 供用開始の区間 新治郡桜村大字横町263番地の1地先から
新治郡桜村大字花室752番地地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和40年5月4日

茨城県告示第548号

昭和40年4月13日付で江戸崎入土地改良区から申請のあつた定款変更を4月26日認可した。

昭和40年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第549号

昭和40年3月26日付で関川霞土地改良区から申請のあつた定款変更を4月23日認可した。

昭和40年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第550号

昭和39年12月12日付で稲敷郡東村、市原弥治右門ほか21名から申請のあつた土地改良事業については、土地改良法第95条第1項の規定により昭和40年4月19日認可した。

昭和40年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

公 告

●漁場計画の公聴会

漁業法第11条第4項の規定に基づき漁業権設定計画について、下記要領で公聴会を開催するから意見を述べたい方は御出席下さい。

昭和40年5月4日

茨城県内水面漁場管理委員会

会 長 高 須 忠 彦

記

- 1 開催の日時 昭和40年5月14日午前10時
- 2 開催の場所 土浦市港町
茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所
- 3 議 題
小野川における区画漁業権(真珠養殖業)の漁場計画について
- 4 公聴会における発言の注意
 - (1) 公聴会において意見を述べようとする者(公述者)は、住所、氏名、年令、従事する漁業及び発言の内容要旨等を書面または口頭で当日申し出ること。
 - (2) 公聴会における公述者の範囲は、次に掲げるものとする。
 - ア 漁業権者、入漁権者
 - イ 漁業権漁業の経営者
 - ウ 漁業協同組合関係者
 - エ 新規希望者
 - オ その他利害関係者
 - (3) 委員会の委員は、公述者に対して質疑することができる。ただし、公述者が委員に質疑することはできない。
 - (4) 委員会は、公聴会において討論及び表決は行なわない。
 - (5) 公述者に不穏当な言動があつたときは、会長はその発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

●土地改良区役員の就退任

水海道市菅生町菅生沼土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨届出があつたから土地改良法第18条第16項の規定によつて公告する。

昭和40年5月4日

茨城県境土地改良事務所長

上 野 秀 雄

記

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
水海道市菅生町 800	理 事	佐藤 孝治	理 事 長
〃 〃 1230の1	〃	浜野 教馬	
〃 〃 5065	〃	富山 嘉平	
北相馬郡守谷町大木1281	〃	武藤 宗弘	
〃 〃 板戸井1694	〃	軽辺 常	
水海道市菅生町2143	〃	倉持 芳太郎	
〃 〃 4404	〃	倉持 健一郎	
北相馬郡守谷町板戸井1904	〃	間島 幸吉	
〃 〃 〃 1510	〃	坂 一男	
水海道市菅生町 190	〃	染谷 夫三	
〃 〃 2064	監 事	倉持 定蔵	
北相馬郡守谷町大木663	〃	須賀 勘右衛門	
〃 〃 板戸井1941	〃	富 沢 政吉	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
水海道市菅生町5194	理 事	倉持 正二	
〃 〃 1764	〃	平間 由	
〃 〃 5064	〃	富山 嘉平	
〃 〃 2064の1	〃	倉持 定蔵	
〃 〃 665	〃	皆見 博衛	
〃 〃 800	〃	佐藤 孝治	
北相馬郡守谷町板戸井1694の1	〃	軽辺 常	
〃 〃 〃 2369	〃	梅沢 勝丸	
〃 〃 〃 1448の1	〃	斉藤 藤之助	
〃 〃 〃 2281	〃	武藤 宗弘	理 事 長
水海道市菅生町3057	監 事	坂巻 長作	
北相馬郡守谷町板戸井1941の1	〃	富 沢 政吉	
〃 〃 663	〃	須賀 勘右衛門	

●指定自動車教習所の指定

道路交通法第98条第1項の規定により次のとおり指定した。

昭和40年5月4日

茨城県公安委員会委員長 川 島 安 右 衛 門

指 定 年 月 日 昭和40年4月22日
 指 定 番 号 第24号
 教 習 所 名 陸上自衛隊勝田自動車教習所
 所 在 地 勝田市大字東石川3319
 管 理 者 小 林 利

●診療報酬点数表の採用

次の保険医療機関は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和33年6月厚生省告示第177号）に基づく診療報酬点数表を、下記のとおり採用した。

昭和40年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

点数表	医 療 機 関 記 号 番 号	医 療 機 関 名	所 在 地	採用期限
乙	北 医 41	秋 谷 医 院	北相馬郡取手町下高井	41. 3. 31
乙	日 医 86	小泉外科胃腸科医院	日立市大沼町208	41. 3. 31
乙	結 医 26	浅 田 医 院	結城郡千代川村	41. 3. 31
乙	水 医 138	岡崎整形外科医院	水戸市渡里町3255	41. 3. 31

●公債証券償還抽せんの結果

第1回（昭和39年3月31日発行）鹿島臨海工業地帯開発組合交付公債証券第1次定時償還のため4月23日抽せんの結果、次の番号の証券が当せんしましたのでお知らせいたします。

昭和40年5月4日

鹿島臨海工業地帯開発組合

管理者 岩 上 二 郎

1 償 還 期 日

昭和40年5月15日

2 支 払 場 所

常陽銀行本店、鹿島支店、神栖出張所、波崎支店、上野支店

3 償 還 金 額

116,240,000円

4 当 せ ん 番 号

50万円券	10万円券	5万円券	1万円券	
A0061D—A0080D	A0151C—A0200C A0551C—A0600C	A0151B—A0200B A0551B—A0600B	A0301A—A0400A A1101A—A1200A	A5101A—A5200A A5901A—A6000A
A0221D—A0240D	A0951C—A1000C A1351C—A1400C	A0951B—A1000B A1351B—A1400B	A1901A—A2000A A2701A—A2800A	A6701A—A6800A A7501A—A7600A
A0381D—A0400D	A1751C—A1800C A2151C—A2200C	A1751B—A1800B A2151B—A2200B	A3501A—A3600A A4301A—A4400A	A8301A—A8400A A9248A—A9396A
A0559D—A0584D	A2551C—A2600C A2963C—A3016C	A2551B—A2600B A2972B—A3028B		

雑 報

●地方職員共済組合定款の一部変更

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第5条第9項の規定に基づき、地方職員共済組合定款の一部変更について公告する。

昭和40年4月1日

地方職員共済組合理事長 荻 田 保

地方職員共済組合定款の一部を変更することについて

地方職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

第31条中「150円」を「170円」に改める。

別表中「甲府市橋町」を「甲府市丸の内1丁目」に、「福岡市天神町」を「福岡市天神1丁目」に改める。

付 則

この変更は、昭和40年4月1日から施行する。

●昭和40年度事業計画及び予算の要旨

地方職員共済組合定款第34条の規定に基づき、昭和40年度における本組合の事業計画及び予算の要旨を公告する。

昭和40年4月1日

地方職員共済組合理事長 荻 田 保

昭和40年度事業計画及び予算の要旨

1 組合に属する地方公共団体の数等

都道府県 46 一部事務組合等 11 計 57

支部の数 47 所属所の数 8450

2 組合員数、給料、（俸給）額及び被扶養者数（年度末）

組合員の種別	一 般	知 事	短 期	船 員 一 般	船員 継 続	計
組 合 員 数	314,062	45	3	1,191	1	(人) 315,302

給料(俸給)月額	10,758,773	4,950	322	36,349	36	(千円) 10,800,430
同上1人当たりの額						(円) 34,254
被扶養者数	578,240	103	7	2,715	5	(人) 581,070
同上1人当たりの数						(人) 1.84

3 組合役職員の数(年度末)

経理単位	業 務	保 健	医 療	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	150	6	135	1,012	30	66	287	(人) 1,686

(注) 業務経理の人員には常勤役員3人を含む。

4 短期、長期及び保健各経理の負担金率及び掛金率(千分率)

組合員の種別	負 担 金 率			掛 金 率			備 考
	短 期	長 期	保 健	短 期	長 期	保 健	
一 般	31.3	57	1.7	31.3	42	1.7	長期経理負担金については、追加費用分として10.4を別に受け入れる。
知 事	31.3	72	1.7	31.3	52	1.7	
短 期	31.3		1.7	31.3		1.7	
船 員 一 般	51.3	57	1.7	21.3	42	1.7	
船 員 継 続	31.3	57	1.7	31.3	42	1.7	

5 各経理単位別の概況

(1) 短期経理

医療保険制度に関する改革、医療費の動向その他給付の推算に大きな影響を及ぼす諸要素の変動の予測が著しく困難なため、とりあえず現行の料率によつて予算計上を行なつたので、単年度不足金1,837百万円を生ずることとなる見込みである。なお、これら諸要素の推移をみて料率の検討を加えるものとしている。

(2) 長期給付

資金量の増加に伴い不動産投資資金として5,041百万円、貸付経理資金等として3,991百万円地方債及び公営企業債の取得のため5,316百万円その他を見込んだ。

(3) 業務経理

事務費負担金として、国家公務員である組合員については1人当たり年額140円、地方公務員については1人当たり年額320円を見込み、また、本部の事務に要する費用として定款の規定による長期経理よりの繰入金組合員1人当たり1,70円を見込んだ。

(4) 保健経理

保健事業として、都道府県支部対抗球技大会(ブロック大会まで)、海の家、山の家等の設

置、レクリエーション行事、成人病対策事業、薬剤の配布等を実施する。

(5) 医療経理

医療施設として、病院1、診療所20及び結核病棟7を設置経営する。

(6) 宿泊経理

宿泊所及び保養所として設置、経営するものは年度末には71施設となる見込みである。なお、既設分のうち、8施設については大規模な増築、改築又は移転新築を計画している。

(7) 住宅経理

岩手、埼玉、富山、岡山及び広島の5支部が設置する。5支部を通じて7,500坪の土地を取得造成し、95口として1口当たり61坪、779千円で組合員に分譲する計画である。

(8) 貯金経理

秋田ほか15の支部が設置する(うち、宮城は新設)。年度末貯金総額は4,449百万円、総件数193千件となる見込みである。

(9) 貸付経理

山形を除く46支部が設置する。年度末貸付総額は、12,949百万円となる見込みである。

(10) 物資経理

宮城ほか13支部が設置する。事業内容は、食堂、理容、洗濯の各施設の経営、物品販売、物資購入幹旋等であり、本年度にける売上等の総額は2,030百万円となる見込みである。

6 各経理単位別の本年度取支見込みの概況は、別表のとおりである。

(別 表)

(単位 百万円)

区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	医 療	宿 泊	住 宅	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)										
負 担 金、掛 金	8,000	13,974	98	434						
施設収入商品販売益				3	337	1,380				231
他の経理より繰入			53		3	117				
その他の収入	92	2,996	15	25	4	100	3	313	698	11
計	8,092	16,970	166	462	344	1,597	3	313	698	242
(支 出)										
給 付 金	9,929	2,941								
役 職 員 給 与			83	6	86	394		16	30	113
薬品、医療材料飲食材料					183	537				40
支 払 利 息					4	188	2	283	634	20
他の経理へ繰入		53		120	—					
その他の支出			92	249	63	384	1	12	34	69
計	9,929	2,994	175	375	336	1,503	3	311	698	242
差引、当期損失	△1,837	13,976△	9	87	8	94	0	2	0	0

●市町村長の選挙結果

4月24日に行なわれた東茨城郡内原町長選挙の結果次の者が当選した。

江 幡 衷 (無所属, 新)

正 誤

昭和40年3月31日付茨城県報第5284号に登載の茨城県人事委員会規則第5号(職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則)中別表第2は下記の誤り。

記

